

一宮町学童保育料預貯金口座振替収納事務取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 9 月 30 日

一宮町長

馬淵昌也


一宮町告示第 54 号

一宮町学童保育料預貯金口座振替収納事務取扱要綱の一部を改正する告示

一宮町学童保育料預貯金口座振替収納事務取扱要綱（令和 4 年一宮町告示第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「取扱金融機関が指定する預貯金口座振替依頼書等（以下「依頼書等」という。）を、千葉銀行に預金口座を有する納付義務者は町長を経由して千葉銀行に、千葉銀行以外の取扱金融機関に預貯金口座を有する納付義務者は直接当該取扱金融機関に提出するものとする」を「一宮町保育料口座振替依頼書（別記第 1 号様式 以下「依頼書」という。）を取扱金融機関に提出しなければならない」に改め、同条第 2 項中「等」を削り、「預貯金口座振替申込書等を速やかに町長に提出するものとする」を「一宮町保育料口座振替申込書（別記第 2 号様式）を町長に提出するとともに、当該依頼書を保管しておかなければならない」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 取扱金融機関は、依頼書の記載事項に不備があると認めたときは、これを受理せず、

納付義務者へ返却するものとする。

第11条を第12条とし、第8条から第10条までを1条ずつ繰り下げる。

第7条中「第5条」を「第6条」に改め、同条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(変更又は廃止手続)

第5条 納付義務者は、前条第1項の規定により依頼した口座振替の内容を変更し、又は廃止する場合は、指定預貯金口座に係る取扱金融機関に依頼書を提出しなければならぬ。

2 前条第2項及び第3項の規定は、変更又は廃止手続について準用する。

附 則

(施行規則)

1 この告示は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に一宮町学童保育料預貯金口座振替収納事務取扱要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、なお従前の例による。

別記

第1号様式(第4条)

金融機関保管

一宮町保育料口座振替依頼書

年 月 日

取扱金融機関 御中

私は、一宮町に納める保育料を口座振替の方法で納付したいので、契約事項確認のうえ依頼します。

依頼区分	1. 開始	2. 変更	3. 廃止
------	-------	-------	-------

納付保義務者者	フリガナ 氏名		電話番号 ーーーー
	住所		

納付金の名称(該当するものに☑)	振替開始		
□ 保育所保育料	年度	月分から	
□ 学童保育料	年度	月分から	
主管課	子育て支援課		

指定預金口座	フリガナ					預金口座届印		
	口座名義人							
	銀行 組合 農協	金融機関コード				本店 本所		支店 支所
	1 普通預金 2 当座預金							店舗コード
金融機関使用欄								

【契約事項】

- 一宮町から貴店宛てに送付された納付書等により、一宮町に納付の手続きをとること。
- 本件に関しては、預金払戻請求書等の提出は一切省略すること。
- 振替日は、納付期限日とすること。
- 領収証書は、預貯金通帳への記帳により省略しても差し支えないこと。
- 指定預金口座の残高が振替日において、納付すべき金額に満たないときは、口座振替の処理がされなくとも差し支えないこと。
- この口座振替契約は、私からの申し出及び貴店の都合により解約することができるることとし、この場合貴店は直ちにその旨を一宮町宛てに通知すること。
- この口座振替の取扱いについて、万一紛議が生じたときには、一宮町、貴店及び私の間で協議し解決すること。

一宮町保育料口座振替申込書

年 月 日

一宮町長 様

依頼区分	1. 開始	2. 変更	3. 廃止
------	-------	-------	-------

納付保義護務者者	フリガナ 氏名	電話番号 - - -
	住 所	

納付金の名称 (該当するものに☑)	振替開始	
□ 保育所保育料	年度	月分から
□ 学童保育料	年度	月分から
主管課	子育て支援課	

指定預金口座	フリガナ 口座名義人	預金口座届印					
	銀行 組合 農協	金融機関コード		本店 本所	支店 支所	店舗コード	
	1 普通預金 2 当座預金						

上記のとおり、口座名義人の預金口座であることを確認し、一宮町保育料口座振替の申込み依頼を承諾いたしました。

年 月 日

所在地

名称

本人控え

一宮町保育料口座振替依頼書

年 月 日

依頼区分	1. 開始	2. 変更	3. 廃止
------	-------	-------	-------

納付 保 義 護 務 者 者	フリガナ		電話番号
	氏名		— —
	住所		

納付金の名称（該当するものに☑）	振替開始	
□ 保育所保育料	年度	月分から
□ 学童保育料	年度	月分から
主管課	子育て支援課	

指定 預 金 口 座	フリガナ		預金口座届印	
	口座名義人			
	銀行 組合 農協	金融機関コード	本店 支店 本所 支所	店舗コード
	1 普通預金 2 当座預金			

【契約事項】

- 一宮町から貴店宛てに送付された納付書等により、一宮町に納付の手続きをとること。
- 本件に関しては、預金払戻請求書等の提出は一切省略すること。
- 振替日は、納付期限日とすること。
- 領収証書は、預貯金通帳への記帳により省略しても差し支えないこと。
- 指定預金口座の残高が振替日において、納付すべき金額に満たないときは、口座振替の処理がされなくとも差し支えないこと。
- この口座振替契約は、私からの申し出及び貴店の都合により解約することができるることとし、この場合貴店は直ちにその旨を一宮町宛てに通知すること。
- この口座振替の取扱いについて、万一紛議が生じたときには、一宮町、貴店及び私の間で協議し解決すること。

【振替開始時期】

金融機関への口座振替の申込み後、振替開始まで1~2か月程度お待ちください。振替開始までの間は納付書を発行します。

